（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百八十八条　施行日前に前条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第六十三条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法等の一部改正）

第百八十九条　次に掲げる法律の規定中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

一　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第二十条

二　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第十四条

三　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第三十条

（児童扶養手当法の一部改正）

第百九十条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二十二条中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第百九十一条　施行日前に前条の規定による改正前の児童扶養手当法第十九条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第百九十二条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「三年間行なわない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第百九十三条　施行日前に前条の規定による改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第七条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）

第百九十四条　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「二年間行なわない」を「これらを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第百九十五条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百九十六条　施行日前に前条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十一条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正）

第百九十七条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八条中「三年間行なわない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第百九十八条　施行日前に前条の規定による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第九条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第百九十九条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「三年間行なわない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第二百条　施行日前に前条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第七条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二百一条　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「三年間行なわない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第二百二条　施行日前に前条の規定による改正前の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第九条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（石炭鉱業年金基金法の一部改正）

第二百三条　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（石炭鉱業年金基金法の一部改正に伴う経過措置）

第二百四条　施行日前に前条の規定による改正前の石炭鉱業年金基金法第三十四条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二百五条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百六条　施行日前に前条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十一条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（児童手当法の一部改正）

第二百七条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第三項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第二十四条中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。